



茨城労働局発表  
令和元年 5 月 14 日

【照会先】

茨城労働局職業安定部職業安定課  
課長 前島 圭一  
地方非正規雇用対策担当官  
柳澤 彰男  
(電話番号) 029-224-6218

令和 2 年 3 月新規中学校及び高等学校卒業者の  
就職に関する「申し合わせ」が決定

～ハローワークでの求人申込みは 6 月 1 日から開始します！～

茨城労働局（局長 福元 俊成）は、新規学校卒業者の就職機会を確保するとともに、地域の状況等を踏まえた就職支援・職業紹介が円滑に推進されるよう、関係者の連携体制を確立し、必要な事項の連絡・検討・協議等を行うことを目的として、平成 31 年 4 月 19 日に「茨城県就職問題検討会議」を開催しました。

令和 2 年 3 月新規中学校及び高等学校卒業者の就職問題について協議した結果、早期選考など行き過ぎた求人活動を戒め、更に正常な学校教育の維持と適正な職業紹介の円滑な推進を図るため、下記事項を厳守するよう関係者に周知徹底することを申し合わせました。

		新規中学校卒業者	新規高等学校卒業者
①ハローワークでの求人申込	ア)受付開始	令和元年6月1日～(中学校は受理開始) (ハローワークで内容の確認(※))	
	イ)求人提出企業への返戻開始	—	令和元年7月1日以降、随時
②学校推薦・企業選考等	①イ)の返戻後学校への求人申込	—	令和元年7月1日以降 (ハローワークにおける求人受付・確認後(※))
	企業による学校訪問	—	ハローワークの確認を受けた求人票を学校に持参する。 (訪問前に必ず学校と連絡調整を図ること。)
	企業による家庭訪問	全面禁止	
	学校の推薦開始	令和2年1月1日以降	令和元年9月5日以降 (文書到達主義)
	企業の選考開始	令和2年1月1日以降	令和元年9月16日以降 (10月1日以降は1人2社まで応募・推薦可能)
就業開始 (名目の如何を問わず)		令和2年4月1日以降	卒業後

(※)ハローワークの確認を受けた中卒・高卒用求人票によらない求人申込みに対しては、中学校・高等学校は生徒の推薦を行いません。

詳しくは、ハローワークにお尋ねください。